

令和6年度月々岡特別支援学校いじめ防止基本方針

(平成27年10月)
(平成30年4月改定)
(平成30年11月改定)
(平成31年4月改定)
(令和2年3月改定)
(令和3年12月改定)
(令和5年8月改定)

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法、新潟県いじめ等の対策に関する条例に基づき本校におけるいじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）の防止、いじめ等の早期発見及びいじめ等への対応について基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義と学校の責務と重大事態への対応

(1) いじめの定義（第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

<具体的ないじめの態様の例>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

(3) 重大事態への対処

学校の設置者又はその設置する学校による対処（第二十八条）

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

以上の場合には、すみやかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

<基本方針>

第二十八条の①について

- 児童生徒が自殺を企図した場合 ○心身に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

第二十八条の②について

相当期間とは年間30日を目安とする。ただし、一定の期間、連続した欠席は迅速に調査に着手する。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとする。

(4) 学校及び学校の教職員の責務（第八条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(5) いじめに対する措置（第二十三条）

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。（以下は要約）

- ①児童等がいじめを受けていると思われるときには、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を学校の設置者に報告する。
- ②いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、複数の教職員、その他専門的な知識を有する者と協力し、被害・加害児童等及びその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- ③加害児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤被害児童等の保護者と加害児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処する。当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

3 いじめ防止対策のための基本的な取組

本校の児童生徒は、知的障害があり、言語理解や意思伝達に困難を抱えているため、学校生活をはじめ家庭や地域での生活においても、一人一人の実態（障害等の程度）に応じた適切な指導や支援がなされるよう十分に配慮しながら取組を進めていく。

(1) いじめ防止のための取組

① 授業での取組

- ・自然や人とかかわる活動を通して思いやりの心が育つようにする。
- ・日常生活の中で集団生活や社会活動の充実を図り、規範意識と自立しようとする態度を育てる。
- ・ソーシャルスキルトレーニング（SST）、ストレスマネジメントの学習を実施して、対人関係の指導や対人的ストレスへの適切な対処等に関する対人的適応能力を伸ばす。
- ・体や心の変化のメカニズムや対処法を学び、適切な男女のかかわり方を学ぶ。
（日常生活の指導、自立活動、保健等）

② 学校行事（特別活動）

- ・各種学校行事において児童生徒に役割を与え、役割を遂行できるように適切に指導、支援を行い、十分な賞賛により満足感、達成感をもたせる。このような取組を通じて、仲間意識、自己肯定感を高める。

「いじめ見逃しゼロスクール」の活動

- ・『いじめ見逃しゼロ』標語・絆ポスターコンクールの参加等を通じて、いじめを見逃さない意識の高揚と絆を深める取組の推進を図るとともに、自らの力でいじめをなくそうとする態度と社会性を育成する。

③ インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ・児童生徒・保護者に対して、授業や配布物などの機会を通じて、必要な情報モラルの教育及び普及啓発を行う。

④ 家庭、地域との組織的な連携・協議

- ・PTA総会等を通じて、保護者への理解、啓発等を図り、連携を進める。
- ・オープンスクール等を通じて、家族や地域の方への理解、啓発等を図り、連携を進める。

⑤ 校内研修

- ・定期的に校内研修を開き、いじめ防止対策や障害特性についての研修を深め、いじめを生まない教育の実践に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

① 日常的な児童生徒の行動観察を徹底する。

② 保護者との連携を密にする。

- ・毎日の連絡帳を通して児童生徒の情報交換を行う。
- ・各学期に「保護者懇談会」を開き、保護者との面談を行う。

③ 教育相談

- ・定期的に教育相談を行い、いじめの早期発見に努める。

④ 児童生徒対象いじめアンケート調査

- ・「学校生活のアンケート」として、年2回（7、11月）に全児童生徒を対象としたアンケートを行い、結果を分析し、学校便りを通じて保護者へ知らせる。

(3) いじめ防止対策の組織

① 生徒指導部

- ・ 早期に児童生徒理解ができるように年度初めに情報交換の必要な児童生徒について資料を作成し、全職員に回覧する。
- ・ 職員朝会や月 1 回の各学部会で問題行動のある児童生徒について、現状や指導についての情報交換や対応についての話し合いを行う。また、各学部を中心に全職員で情報を確認する場を設けるなどして、情報を共有できる体制を整える。
- ・ 養護教諭には、問題行動のある児童生徒について、現状や指導についての情報をその都度伝える。
- ・ 学舎連絡会で、学校と寄宿舎が問題行動のある児童生徒について共通理解を図る。
- ・ 学校・警察連絡協議会担当者会議及び中高連絡会議に参加し、警察や J R、他校のとの情報交換をしたり、対応についての話し合いを行ったりする。
- ・ 特別支援学校生徒指導担当者連絡協議会に参加し、県や他校の状況を把握したり、対応についての話し合いを行ったりする。

② いじめ・不登校等対策委員会

- ・ いじめ事案が発生した場合は、その場で必要な処置をとるとともに管理職に報告する。また、管理職の指示により迅速に「いじめ・不登校等対策委員会」を開き、支援体制をとるなどして問題の解決にあたる。
(いじめ・不登校等対策委員) 校長、教頭、教務主任、コーディネーター、学部主事、職業主任、重複学級主任、保健主事(養護教諭) 寮務主任、舎総務主任、生徒指導主事、道徳・人権・同和教育主任(学級担任)

(4) 問題行動発見時の即時対応の取組

- ① 生徒指導上の問題行動を発見した職員は、学級担任に報告する。
 - ② 学級担任は、学部主事(学年主任) いじめ不登校等対策推進教諭に報告する。
 - ③ 状況を確認後、学部主事・いじめ不登校等対策推進教諭は、管理職に報告する。
※①②③でその場に関係者がいないときは学部主事や管理職に連絡する。その後、関係者へ連絡する。
 - ④ 管理職の指導の下、いじめ・不登校等対策委員会を開き対策の検討をする。
※必要に応じて、保護者や関係機関に連絡し連携する。
状況によっては関係機関(警察、児童相談所、病院、ネットパトロール等)と連携を図る。特に警察とは、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築を図る。
また、いじめ事案(いじめ疑い事案)の状況によって、①学校の内外で発生した児童生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案(インターネット上の匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案を含む)や②被害児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事等に対しては、いじめ防止対策推進法第 23 条第 6 項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に、援助を求める。
- 注) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相

談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

- ⑤ 関係の児童生徒の聞き取り後、指導にあたる。
- ⑥ 指導後の児童生徒の状況を管理職に報告し、その後の指導を検討する。
- ⑦ 関係職員は記録をとっておき、生徒指導主事と該当学部の生徒指導部に渡す。
- ⑧ 生徒指導主事は記録を保管するとともに職員へ周知して、以後の対応に生かす。
- ⑨ 被害保護者には、明確な情報をできるだけ早めに伝える。
- ⑩ 加害保護者には、しっかりと事実確認をした上で伝える。

4 「学校いじめ防止基本方針」の評価・点検について

いじめ防止の様々な取組について、学校評価における「生徒指導」の中に位置付け、P D C Aサイクルで進めていくことで、取組の検証・改善を図る。

5 いじめ対策年間計画

	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・関係機関との連携
通 年	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル講座(児童生徒職員) ・職員研修 ・連絡会 ・いじめの理解を深める授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話会社 ・情報モラル講座への参加
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・対面式 ・スポーツフェスティバル ・交通安全教室・音楽鑑賞会 ・SOS の出し方授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート ・学舎連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A総会 ・保護者懇談 ・三条・燕・加茂地区高等学校・警察連絡協議会担当者会議及び中高連絡会議 ・三条市市民活動支援センター
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・県特別支援学校スポーツ大会 ・「いじめ見逃しゼロスクール」活動 ・ふれあいホッとコンサート ・芸術鑑賞会 ・アート&ワークフェスティバル ・児童生徒人権集会、あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談 ・三条・燕・加茂地区高等学校・警察連絡協議会担当者会議及び中高連絡会議 ・特別支援学校生徒指導担当者連絡協議会
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生ありがとう会 ・中・高三送会 		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談